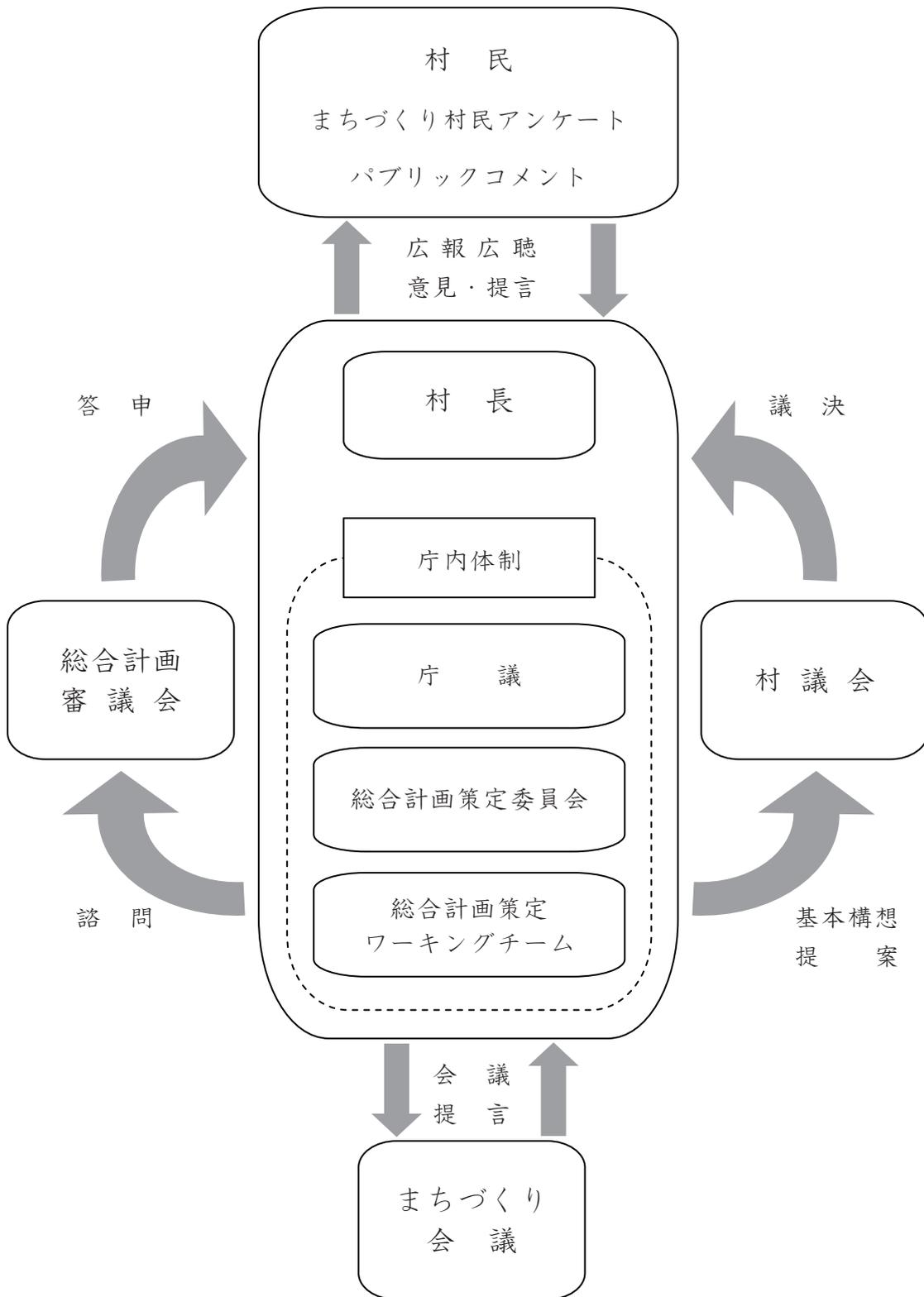


付 属 資 料

- 1 策定の体制
- 2 策定の経緯
- 3 第6次美浦村総合計画に関する諮問・答申
- 4 美浦村総合計画審議会条例
- 5 第6次美浦村総合計画審議会委員名簿
- 6 第6次美浦村総合計画策定まちづくり会議設置要項
- 7 第6次美浦村総合計画策定まちづくり会議委員名簿
- 8 庁議メンバー表
- 9 第6次美浦村総合計画策定委員会設置要項
- 10 第6次美浦村総合計画策定委員会委員名簿
- 11 第6次美浦村総合計画策定ワーキングチーム設置要項
- 12 第6次美浦村総合計画策定ワーキングチーム名簿

1 策定の体制



2 策定の経緯

期 日	事 項	案 件
平成24年 7月5日	第6次総合計画策定方針の 決定	
7月24日	第1回総合計画策定委員会 第1回総合計画ワーキング チーム会議	・総合計画策定委員会の設置について ・総合計画の策定方針について ・村民アンケート調査の内容について
8月	まちづくり村民アンケート 実施	20歳以上の村民2,000人 回収率 25.6%
10月9日	まちづくり会議公募委員の 決定	
平成25年 3月31日	第1回まちづくり会議	・まちづくり会議について ・まちづくりの方向性について
5月8日	ワーキングチーム調査	第5次総合計画の進捗状況について
6月20日	第2回総合計画ワーキング チーム会議	第6次総合計画（案）の検討
～6月30日	各課等ヒアリング	第6次総合計画（案）の検討
7月24日	第2回総合計画策定委員会	第6次総合計画（案）の検討
8月21日	庁議	第6次総合計画（案）の検討
9月26日	第2回まちづくり会議	第6次総合計画（案）について意見収集

期 日	事 項	案 件
10月15日 11月15日	パブリックコメント実施	第6次総合計画（案）の村民等への周知と意向把握（30日間）
11月19日	総合計画審議会	諮問 総合計画（最終案）について審議
11月28日	総合計画審議会	村長へ答申書提出
12月 2日	総合計画ワーキングチーム 総合計画策定委員会 庁議 まちづくり会議	第6次総合計画（最終案）の通知
12月10日	議会定例会	基本構想提案・基本計画報告
12月16日	議会全員協議会	第6次総合計画（最終案）について
12月20日	議会定例会	基本構想議決

3 第6次美浦村総合計画に関する諮問・答申

美 企 第 245 号
平成25年11月19日

美浦村総合計画審議会
会長 下 村 宏 殿

美浦村長 中 島 栄

第6次美浦村総合計画（案）について（諮問）

このことについて、美浦村総合計画審議会条例（昭和50年美浦村条例第12号）
第2条の規定により、意見を求めます。

平成25年11月28日

美浦村長 中 島 栄 殿

美浦村総合計画審議会
会長 下 村 宏

第6次美浦村総合計画（案）について（答申）

平成25年11月19日付けで諮問のあった標記の件について、審議の結果下記の事項の意見を添え、別冊の第6次美浦村総合計画（案）は、異議のないものとして答申いたします。

記

- 1 この第6次美浦村総合計画は「人と自然が輝くまち 美浦」を目指し、6つの柱により各施策を推進するよう計画されておりますが、この計画を実効性のある計画にしていくことが極めて重要であります。

そのためには、計画された施策の着実な推進に向けた取り組みが大切であり、常に村民意見に注目しながら、施策の効果等を評価し、期待通りの成果をあげていないものがあれば、当該計画の期間内であってもその改善策を検討し、施策の見直しや新たな施策の立案を行うなど、成果を重視した行政運営を図られたい。

- 2 第6次美浦村総合計画の計画期間である今後10年の間にも、少子高齢化や人口減少はさらに進行し、円安やTPPの影響など、社会経済情勢も大きく変化するものと予想され、その影響は、医療、福祉、経済をはじめ、教育、都市基盤などあらゆる分野に及ぶと思われれます。

今後のまちづくりを進めるにあたっては、こうした全国的な潮流に目を向けると同時に、美浦村の環境の変化、それに伴って浮かび上がる固有の課題をきめ細かく把握し、弾力的で的確な取り組みを図られたい。

4 美浦村総合計画審議会条例

(設置)

第1条 美浦村総合計画を審議するため、美浦村総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、美浦村総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は次に掲げる者のうちから村長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 村議会議員 5名以内

(2) 知識経験者 2名以内

(3) 各種団体 5名以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、その職を去った時は委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、村長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が審議会の意見を聞いて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第20号）

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

5 第6次美浦村総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名
村議会議員	下 村 宏	美浦村議会議長
	林 昌 子	美浦村議会副議長
	石 川 修	美浦村議会総務委員長
	羽 成 邦 夫	美浦村議会経済建設委員長
	椎 名 利 夫	美浦村議会厚生文教委員長
知識経験者	中 島 賢 一	教育委員会委員長
	遠 井 宮 子	女性行政推進協議会長
各種団体	諸 岡 正 明	区長会長
	石 橋 松 則	商工会長
	神 田 勝	茨城かすみ農業協同組合代表理事理事長
	富 田 英 男	稲敷農業協同組合理事（安中地区）
	小 泉 慶 子	児童委員・民生委員協議会長

6 第6次美浦村総合計画策定まちづくり会議設置要項

(設置)

第1条 第6次美浦村総合計画の策定にあたり、村民と行政のパートナーシップによるまちづくり実現のため、美浦村総合計画策定まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 まちづくり会議は、村長が任命する美浦村在住の者をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 まちづくり会議は、第6次美浦村総合計画への提言のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第6次美浦村総合計画への提言を行うための資料収集、現状分析及び素案の作成に関する事。
- (2) その他第6次美浦村総合計画への提言に関する事。

(委員)

第4条 まちづくり会議に、次に掲げる委員を置く。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 教育関係 | 3名 |
| (2) 農業関係 | 3名 |
| (3) 商工関係 | 3名 |
| (4) 福祉・ボランティア関係 | 3名 |
| (5) 公募 | 2名以内 |

(任期)

第5条 まちづくり会議委員は、第6次美浦村総合計画策定後も引き続き在任し、第6次美浦村総合計画の進行管理に対し積極的に関与すると共に、まちづくりリーダーとして地域振興に努めるものとする。

(運営)

第6条 まちづくり会議は、企画財政課長が必要に応じて随時召集し、会議を総理する。

(庶務)

第7条 まちづくり会議の庶務は、企画財政課において行う。

附 則

この要項は、平成24年7月24日から施行する。

7 第6次美浦村総合計画策定まちづくり会議委員名簿

分 野		氏 名
木 原 地 区	P T A 関係	片 山 勝 也
	農業関係	坪 井 文 男
	商工関係	栗 山 秀 樹
	福祉・ボランティア関係	安 田 正 志
大 谷 地 区	P T A 関係	根 本 勝 子
	農業関係	石 嶋 敏 明
	商工関係	橋 本 龍 弥
	福祉・ボランティア関係	市 川 昭 子
安 中 地 区	P T A 関係	松 本 慎 也
	農業関係	坂 部 正 樹
	商工関係	武 田 孝 弘
	福祉・ボランティア関係	中 澤 節 子
全 域	公 募	中 野 久 永
	公 募	海 道 民 子

8 庁議メンバー表

職 名	氏 名
村 長	中 島 栄
教 育 長	門 脇 厚 司
総務部長	岡 田 守
保健福祉部長	浅 野 重 人
経済建設部長	増 尾 嘉 一
教育次長	増 尾 正 己
総務課長	松 葉 博 昭
企画財政課長	石 橋 喜 和

9 第6次美浦村総合計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 本村の第6次総合計画の策定について、住民と行政が一体となって、新たなまちづくりを展望・実現するため、第6次美浦村総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置するものである。

(掌握事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 本村の第6次総合計画の策定に関すること。
- (2) 第6次総合計画に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他第6次総合計画について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| (1) 総務課長 | (8) 福祉介護課長 | (15) 上下水道課長 |
| (2) 企画財政課長 | (9) 健康増進課長 | (16) 学校教育課長 |
| (3) 税務課長 | (10) 国保年金課長 | (17) 生涯学習課長 |
| (4) 収納課長 | (11) 保育所長 | (18) 幼稚園長 |
| (5) 住民課長 | (12) 都市建設課長 | |
| (6) 会計課長 | (13) 経済課長 | |
| (7) 議会事務局長 | (14) 生活環境課長 | |

(任期)

第4条 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

(会議)

第5条 策定委員会は、企画財政課長が主宰し必要に応じ開催する。

- 2 企画財政課長は、必要があると認められたときは、策定委員会に構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 策定委員会に、第2条に規定する事項の調査・検討を行うためのワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームのメンバー及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画財政課が行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(第3条中「児童館長」、「農業委員会事務局長」及び「放射能対策室長」を削る改正。)

10 第6次美浦村総合計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名
総務課長	松 葉 博 昭
企画財政課長	石 橋 喜 和
税務課長	増 尾 利 治
収納課長	高 橋 利 夫
住民課長	武 田 すみ江
会計課長	大 竹 美佐子
議会事務局長	北 出 攻
福祉介護課長	秦 野 一 男
健康増進課長	堀 越 文 恵
国保年金課長	桑 野 正 美
保育所長	川 崎 記 子
都市建設課長	池 延 政 夫
経済課長兼農業委員会事務局長	中 澤 真 一
生活環境課長	糸 賀 正 夫
上下水道課長	青 野 道 生
学校教育課長	増 尾 正 己
生涯学習課長	飯 塚 尚 央
幼稚園長	小 泉 俊 子

11 第6次美浦村総合計画策定ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 本村の第6次総合計画の策定に関する調査・検討をするため、第6次美浦村総合計画策定ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(掌握事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 第6次総合計画の策定に必要な調査・検討
- (2) その他必要と認められること

(委員)

第3条 ワーキングチームは、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、職員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

(会議)

第5条 ワーキングチームは、企画財政課長が主宰し必要に応じ招集する。

2 企画財政課長は、必要があると認められたときは、ワーキングチームに委員以外
の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月24日から施行する。

11 第6次美浦村総合計画策定ワーキングチーム名簿

所 属	職 名	氏 名
総 務 課	係 長	栗 山 和 男
企画財政課	主 任	椎 名 浩 二
税 務 課	主 査	木 村 光 之
収 納 課	係 長	佐 藤 大 吾
住 民 課	主 査	嶋 洋 子
会 計 課	主 任	飯 田 由 子
議会事務局	係 長	浅 野 洋 子
福祉介護課	主任主査	鈴 木 章
健康増進課	係 長	若 鍋 春 美
国保年金課	主 任	海 道 光 太 郎
大谷保育所	主任保育士	小 崎 佐 智 子
木原保育所	主任保育士	湯 原 千 恵 子
都市建設課	主 査	吉 田 公 一
経 済 課	係 長	笹 倉 英 雄
生活環境課	主 査	菅 野 眞 照
上下水道課	主 査	青 野 克 美
学校教育課	主 査	川 村 勝
生涯学習課	主任主査	濱 田 勘 木
美浦幼稚園	教 諭	沼 崎 公 江

第6次美浦村総合計画

発行 茨城県 美浦村
事務局 総務部 企画財政課
〒300-0492
茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地
TEL 029-885-0340 (代)
FAX 029-885-4953
E-mail info@vill.miho.lg.jp
URL <http://www.vill.miho.lg.jp/>

発行年月 平成26年3月
